

2011年1月25日
大和総研資本市場調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

「四半期連結財務諸表に関する会計基準（案）」及び
「四半期連結財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」への意見

◎以下は、私の所属する企業・部署の意見ではなく、私個人の意見です。

- ◎まず、今回の簡素化の方針が、金融審議会などの場において、財務諸表の作成者だけではなく、財務諸表の利用者も交えた議論を行うことなく決定されたこと、そのため、ASBJでの議論が簡素化を所与のものとして、専門委員会を開催することなく、短期間で行われざるを得なかったことは非常に残念である。
- ◎そもそも、現在の四半期報告制度を導入する際に、45日以内で提出することと引き換えに、四半期報告書の開示内容は半期報告書よりも簡素化されている。今回さらに、第2四半期の四半期報告書の開示内容を簡素化し、第1四半期、第3四半期は大幅な簡素化を図ることとされている。機関投資家やアナリストなどの財務諸表利用者は、年度決算でしか、詳細な情報開示を得られないことを懸念している。中には、四半期は廃止して、年度決算並みの半期報告書を開示してもらった方がよいとの意見もある。

キャッシュ・フロー計算書

- ◎キャッシュ・フロー計算書は、企業の資金収支の把握だけでなく、会計処理の相違による影響を除いた企業の実績を把握するという点でも重要であり、第1Q、第3Qにおいても作成の継続が望まれるところである。
- ◎キャッシュ・フロー計算書を作成しなくても、アナリストは、自分でキャッシュ・フローを推計して分析できるかもしれないが、分析の精度は落ちる。精度が低い情報で分析をされることは財務諸表の作成者にとってもプラスではないと思われる。
- ◎またアナリストや機関投資家以外の一般の財務諸表の利用者は、キャッシュ・フローに関する情報の手がかりが無くなる。
- ◎仮に、キャッシュ・フロー計算書を廃止するのであれば、減価償却費やのれんの償却に限定することなく、主要な非資金項目を注記で開示していただきたい。

3ヶ月情報

- ◎例えば、第3Qにおいて重要な事業を廃止した場合、第3Qの累計損益情報は、第1Q、第2Q 分は当該事業を継続していた状態での損益、第3Q 分は廃止を反映した損益で、これらを合算した数値であるという理解でいいか？
- ◎第3Qまでの累計損益情報が仮に当該事業を廃止した後のベースであった場合、第3Qまでの累計損益から、第2Qまでの累計損益（当該事業廃止前のベース）を控除しても、第3Qの正しい損益は把握できない。

四半期財務諸表の注記

(1) 簡便的な会計処理

- ◎当該処理が利用者の判断を誤らせないのは、どのような会計処理を採用しているかが記載されているからこそであり、記載されなくなった場合の弊害が懸念される。
- ◎記載すること自体に、実務上の負担があるとも思われない。
- ◎したがって、簡便的な会計処理の注記は継続していただきたい。

(2) 販売費・一般管理費（府令案関連かもしれません）

- ◎販売費・内訳の注記は、広告宣伝費、販売促進費、研究開発費、人件費などの動向は企業のコスト構造を分析する上で、有益な情報である。損益分岐点分析に必要な情報が、一部とはいえ、把握できる。それぞれ費用の意味合いが異なり、一括表示ではその変化を把握することはできない。したがって、第1Q、第3Qでも内訳の注記を継続して欲しい。

(3) 法人税等（府令案関連かもしれません）

- ◎実際の税負担に基づく数値と税効果とは、企業の税負担の構造を把握する上では区分して開示されることが望まれる。

(4) 1株あたり純資産

- ◎株価が低迷している現況では、財務諸表利用者の株価とBPSとの比較分析のニーズは高いと思われる。データベースに基づき大量の銘柄を比較分析する際にも、BPSは重要な指標として用いられている。財務諸表の注記が妥当でないなら、「主な経営指標の推移」でBPSを開示して欲しい。

(5) 1株あたり四半期純利益（府令案関連かもしれません）

- ◎「主な経営指標の推移」で3ヶ月の利益に基づく1株あたり四半期純利益だけでなく、3ヶ月の利益に基づく潜在株式数調整後の1株あたり四半期純利益も開示して欲しい。潜在株式数の計算は複雑で、財務諸表利用者が自分で計算することは困難である。

(6) 担保資産注記等

◎担保資産の注記、偶発債務の注記、手形割引高等の注記、工事損失引当金等の注記などの情報は、通常の四半期業績の分析では、あまり倒産リスク等を考慮することは少ないので必要性が低いかもしだれないが、業績が悪化し、財務の安定性を欠く企業においては重要な情報であると思われる。また社債の投資家にとって、その信用力を図る上で、これらの注記は有用であると思われる。少なくとも質的又は量的に重要性が高いと判断される場合は、これらの注記は必要であると思われる。

(7) 追加情報の注記

◎日本公認会計士協会監査委員会報告第77号「追加情報の注記について」では、特定の科目との関連を明らかにして注記すべき追加情報、後発事象に該当しないが説明を要する事項などが例示されている。これらの情報の有用性は高いと思われる。114項は、これらの例示を参考に、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するため重要な事項について、企業の実態に応じた注記を求めている。

◎適用指針の本文を見て、監査委員会報告第77号「追加情報の注記について」に類する情報の注記がまったく不要になったとの誤解を回避するため、この114項の記述は、適用指針案の結論の背景ではなく、本文に記述すべきではないか。

(8) ストック・オプションの注記

◎ストック・オプションを付与した場合の注記について、ストック・オプションの公正価値（費用計上総額）の開示が義務付けられているのは、付与時の四半期財務諸表と年度の財務諸表の注記のみである。適時開示書類では公正価値の開示は義務付けられていない。公正価値の金額に重要性が無い場合はともかく、利益水準等と比較して重要性がある場合は、少なくとも付与後の最初の四半期において、今後の費用計上総額を把握するために、公正価値の開示を行う必要はあるのではないかと思われる。

(9) 金融商品・有価証券・デリバティブの注記

◎昨今、為替デリバティブの損失により倒産に至る企業が散見されている。金融機関ほど金融商品に関するリスク管理が整備されていない事業会社だからこそ、金融商品、有価証券、デリバティブに関する時価やリスク情報の開示の重要性は高いと思われる。したがって、第1Q、第3Qでも、従来どおりの注記が行われることが望まれる。

(10) 賃貸等不動産の注記

◎金融機関に金融商品やデリバティブに関する注記を求めるうこととのバランスを考えれば、不動産関連の業者に対しては、賃貸等不動産の時価情報の四半期における現行の注記を、継続して行われることが望まれる。

(11) 資産除去債務の注記

◎資産除去債務の影響は多様な業界に渡っており、どのような企業が影響を受けるか財務諸表利用者側からは予測が難しい。財務諸表の利用者の関心も高く、注記の継続が望まれる。

(12) 開示対象外特別目的会社の注記

◎金融危機の発端がオフバランスのビークルにあったことを考えれば、企業のオフバランスリスクを把握する上で、連結対象外の特別目的会社に関する注記を引き続き求めるべきではないかと思われる。

◎例えば、SPC の負債がノン・リコースであったとしても、開示企業が SPC との取引によって、SPC が行っている事業のリスクの影響を受ける場合もある。

◎したがって、重要な変更又は著しい変動があった場合の注記は継続すべきであると思われる。